バージョンアップ情報〔給与上手くんa〕

VERSION:25.010

日本ICS TIS INTEC Group

2025 年 12 月 25 日

●給与上手くんa VERSION:16.104

●給与上手くんaクラウド・給与上手くんaクラウド SE VERSION:16.104

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 2025 年 12 月 23 日付「給与処理 db の不具合に関するお知らせ」についての修正

配偶者の配扶養区分が、意図せず「対象外」から「一般」、「一般」または「老人」から「対象外」に切り替わる場合がありました。

➢ 給与・賞与／入力・出力

①年調切替後に年調入力画面の以下のタブを開いた際、表示した社員の配偶者の「配扶養区分」が意図せず切り替わるケースがあったのを修正しました。

・保険料控除入力タブ

・基礎/配偶者/特親/調整控除申告書タブ

《発生条件》

以下のいずれにも該当する場合に現象が発生していました。

・処理月が 11 月のマスターを、11 月 19 日リリースの令和 7 年分年末調整対応プログラム（Ver.16.001）でマスターバージョンアップしている

・11 月のまま更新せず、Ver.16.002 以降で業務を開いている

《現象詳細》

・保険料控除入力タブで、配扶養区分が「対象外」の配偶者がいる社員を表示すると、当該配偶者の区分が「一般」に変わる

・基礎/配偶者/特親/調整控除申告書入力タブで、配扶養区分が「一般」「老人」の配偶者がいる社員を表示すると、当該配偶者の区分が「対象外」に変わる

※Ver.16.001 で給与賞与または年調入力で開いた社員、または、現象発生後に手修正を行った社員については、問題ありません。

➢ 年末調整→年調データ入力

①配偶者の配扶養区分について、年調切替を行った際、本来「対象外」→「老人」と切り替わるべきところ、「対象外」→「一般」と切り替わっていたのを修正しました。

※なお、扶養情報①タブを開くと区分が正しくなっていました。

《発生条件》

次のすべてに該当する場合に現象が発生します。

・扶養情報①の「本人の所得見積額（前年の合計所得）」が 1,000 万円を超えている

・配偶者の「生年月日」が昭和 30 年 1 月 2 日～昭和 31 年 1 月 1 日（70 歳）

・「配偶者の合計所得見積額」が 1～58 万円

・当年の「本人の合計所得金額」は 1,000 万円以下

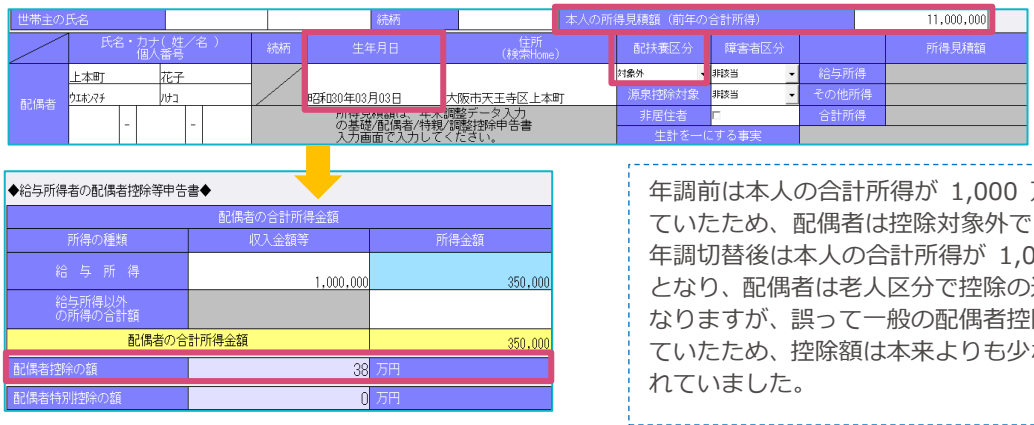

年調前は本人の合計所得が 1,000 万円を超えていたため、配偶者は控除対象外でした。
年調切替後は本人の合計所得が 1,000 円以下となり、配偶者は老人区分で控除の適用対象となりますが、誤って一般の配偶者控除を適用していたため、控除額は本来よりも少なく計算されていました。

②配扶養区分が「老人」の配偶者が登録されている場合に、基礎/配偶者/特親/調整控除申告書入力タブから控除入力タブに移動すると、配扶養区分が「一般」に切り替わるケースがあったのを修正しました。

《発生条件》

・年調計算方法が「給与＆年調」または「単独年調（一括支給）」
・「配偶者の生年月日」が昭和 30 年 1 月 2 日～昭和 31 年 1 月 1 日（70 歳）
・「配偶者の合計所得見積額」が 1～58 万円以下

③配偶者の障害者区分が「一般」「特別」「同居特別」であっても、控除額に反映しないケースがあったのを修正しました。

《発生条件》

・年調計算方法が「給与＆年調」「単独年調（一括支給）」の給与マスター
・本人の合計所得金額が 1,000 万円超
・配偶者の合計所得金額が 1～58 万円（改正前の税制適用する場合は 48 万円）

④所得金額調整控除申告書の扶養親族等欄の生年月日に、特定親族の生年月日が転記されるケースがあったのを修正しました。

《条件》

・特定親族がいる
・手動で「□扶養親族が特別障害者」「□扶養親族が年齢満 23 歳未満」にチェックを入れている（本人給与収入 850 万円以下、又は 850 万円超かつ要件が自動選択されない）

※生年月日を手修正しても、画面の切り替え等で、再度誤ったデータが転記されていました。
※修正プログラムをインストールしても表示は残ります。必要のない場合は削除してください。

⑤配偶者が障害者である場合に源泉徴収票の障害者の人数欄に表示されていないケースがあったのを修正しました。

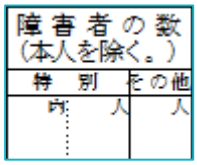

《条件》

年調計算方法が「給与＆年調」または「単独年調（一括支給）」の給与マスター
本人の合計所得金額が 1,000 万円超
配偶者の配扶養区分が「対象外」
（合計所得金額は 58 万円以下、改正前の税制を適用する場合は 48 万円）

⑥ひとり親控除を適用し、かつ、生計を一にする子の所得見積額が 48 万円超 58 万円以下の場合、控除額が算出されなかったのを修正しました。

※年調切替後に社員登録を開くと正しく計算されていました。

ご注意

●他のＩＣＳシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のＩＣＳシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

以上